

「川がむすぶ人と地域」

～流域連携の推進にむけた武庫川流域委員会からの提案～

武庫川流域委員会委員長 松本 誠

1. 提言「武庫川の総合治水へむけて」と流域連携

- ① 流域連携とは「川がむすぶ人と地域」
- ① 「武庫川づくり」の呼びかけ
- ② 総合治水の持つ意味のひろがり
- ③ 「住民参加」の川づくりと「参画・協働」の川づくり

2. 提言8章「総合治水の武庫川づくりを推進するために」の構成とねらい

(1) 行政の取り組み体制

- ① 県の取り組み体制
 - ・「総合治水対策推進本部の設置」提言と県のスピーディーな対応
副知事をトップとした武庫川総合治水推進会議の設置
武庫川対策室と武庫川企画調整課の設置
総合治水対策連絡協議会の設置（県庁内の横断的な部署や流域関係市等）
既存ダム活用協議会の設置（既設ダムの管理者である水道事業者等）
 - ・河川整備基本方針と整備計画の原案作成に向けた調査研究体制
- ② 総合治水条例（仮称）の制定の検討
- ③ 流域自治体との連携と協力
 - ・計画策定段階での意見の反映
 - ・流域対策やまちづくりとの連携、危機管理対策
 - ・利水事業の協力（利水用既設ダムの治水活用）
 - ・流域自治体の役割の増大
 - 河川管理者との協力
 - 総合治水に関わる自治体行政の役割
 - 流域住民や事業者との連携促進、川づくりへの連携活動支援

(2) 流域連携の取り組み体制

- ① 武庫川流域圏会議（仮称）
- ② 武庫川学会（仮称）

(3) フォローアップと計画実施段階の参画・協働システム

- ① フォローアップ委員会（仮称）
- ② 河川整備基本方針と整備計画の見直し、ローリング